

板橋区有料粗大ごみ処理券及び有料ごみ処理券による廃棄物処理手数料の徴収事務委託に関する要綱

(平成 13 年 6 月 5 日 区長決定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の規定により、有料粗大ごみ処理券及び有料ごみ処理券（以下、「ごみ処理券」という。）による廃棄物処理手数料（以下、「廃棄物処理手数料」という。）の徴収事務を委託するため、必要な事項を定める。

(廃棄物処理手数料の徴収事務)

第 2 条 前条に規定する廃棄物処理手数料の徴収事務とは、区長が行う廃棄物の収集、運搬及び処分に係る処理手数料を受領し、これと引換えに処理手数料を納付した者にごみ処理券を交付すること、徴収した処理手数料を東京都板橋区会計事務規則（昭和 39 年板橋区規則第 3 号）第 28 条に規定する期日までに、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則（平成 12 年板橋区規則第 38 号。以下「規則」という。）で定められた納付書により板橋区に納付すること及びこれらの業務に付随する事務をいう。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において取扱所とは、規則第 37 条に規定する廃棄物処理手数料の徴収事務を受託した者（以下「受託者」という。）が、廃棄物処理手数料の受領及びごみ処理券の交付業務を行う場所をいう。

(受託者の募集)

第 4 条 区長は、区民及び事業者の利便性を考慮し、受託者を公募の方法により募集するものとする。

(受託することができる者)

第 5 条 廃棄物処理手数料の徴収事務を受託することができる者は、次の各号の要件をすべて備えている者とする。

- (1) 同一所在地で、1 年以上継続して営利又は非営利の業務を営むための事務所を有していること。
- (2) 住民税又は事業税を滞納していないこと。
- (3) 概ね 1 週 5 日以上かつ 1 日 8 時間以上、ごみ処理券を交付できる状態にあること。
- (4) ごみ処理券交付に従事する者が常時いること。
- (5) 不特定の者に対してごみ処理券を交付できる態勢にあること。
- (6) ごみ処理券を保管するための施錠できる保管庫を有すること。
- (7) 公金を管理するための金庫又は通帳を有すること。

(申込方法)

第 6 条 廃棄物処理手数料の徴収事務を受託しようとする者は、第 4 条に規定する募集に応募する。

2 応募は、次の各号に掲げる書類を提出して行うものとする。

(1) 有料粗大ごみ処理券及び有料ごみ処理券取扱申込書（別記様式）。

(2) 納税証明書又は納税状態を証明するもの。

（応募者の選定基準）

第7条 区長は、応募者の中から第5条に定める要件をすべて備えている者を選定する。

2 前項の選定にあたっては、現地調査を行うものとする。

（公募によらない選定）

第8条 区長は、必要があると認めるときは、第4条に規定する公募の方法によらず、第5条に定める要件をすべて備えている者を廃棄物処理手数料の徴収事務を受託する者を選定することができる。

（契約の締結）

第9条 区長は、第7条第1項又は前条の規定により選定した者と、板橋区廃棄物処理手数料徴収事務委託契約を締結する。

（指示）

第10条 区長は、必要があると認めるときは、受託者に対し、取扱所に設けるべき設備及び常備すべきごみ処理券の種類、数量について指示することができる。

（取扱手数料）

第11条 区長は、受託者が行う業務につき、第9条に規定する契約に定めるところにより、受託者に取扱手数料を支払う。

（委任）

第12条 この要綱に定めのない事項については、資源環境部長がその都度決定する。

付 則

1 この要綱は平成13年6月5日から施行する。

2 板橋区有料粗大ごみ処理券及び有料ごみ処理券取扱所の設置等に関する要綱（平成12年3月31日区長決定）は、廃止する。

3 この要綱は令和6年4月1日から施行する。

